

# 一般財団法人日本データ通信協会 トラストサービス推進フォーラム 運営規約

---

2018年 4月 9日改訂  
2016年 6月 9日改訂  
2015年 6月 8日改訂  
2012年 5月25日改訂  
2010年 4月22日改訂  
2008年 7月 1日改訂  
2007年 4月17日改訂  
2006年 7月26日制定

目次

第1章 総則

第2章 会員

第3章 役員、総会、幹事会、組織等

第4章 財産、会計、事業計画、収支予算

第5章 運営規約の変更、解散等

第6章 費用支出及びトラストサービス推進フォーラム名称の単独使用

第7章 雑則

別表等

## 第1章 総則

### (組織名)

第1条 本組織の名称（日本語）は、「一般財団法人日本データ通信協会 トラストサービス推進フォーラム」とする。

2 本組織の名称（英語）は、**Japan Trust Service Forum** とする。

### (目的)

第2条 一般財団法人日本データ通信協会（以下「協会」という。） トラストサービス推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）は、デジタル社会の信頼を支えるタイムビジネスや電子署名等のトラストサービスの早期普及及び新規利活用領域の拡大を図るため、トラストサービスに関する調査・研究、情報の収集・交換・発信、関係機関との連絡調整、普及啓発及び国際連携の推進等を行い、高度情報通信ネットワーク社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) トラストサービスに関する調査・研究
- (2) トラストサービスに関する情報の収集・交換・発信
- (3) トラストサービスに関する関係機関との連絡調整
- (4) トラストサービスに関する普及啓発
- (5) トラストサービスに関する国際連携の推進
- (6) 各号に掲げるものの他、第2条の目的を達成し、それを継続するために必要な活動

### (事務所)

第4条 フォーラムは、第2条の目的を安定した組織運営で達成するために、活動の主たる拠点とする事務所を協会内に設置する。

## 第2章 会 員

### (会員種別)

第5条 フォーラムの会員は、第2条の目的に賛同し、第3条の活動の遂行に貢献及び協力する意志を有する団体又は個人とする。

2 会員は幹事会員、賛助会員及び特別会員に種別する。会員種別の詳細は本運営規約の別表に従うものとする。

(入会)

第6条 フォーラムの趣旨に賛同し、貢献する意思を有して、幹事会員又は賛助会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えなければならない。なお、フォーラム及び協会は、フォーラムへの入会を希望する者が前項各号に適合すると認めるときには、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(1) フォーラムが別に定める入会申込書をフォーラムに提出し、入会について企画運営部会の審査、承認を受けること

(2) フォーラムもしくはフォーラムと類似する目的を有する団体から除名その他不利益処分を受けたことがないこと

2 特別会員は、有識者及び学識経験者並びにしかるべき組織から、企画運営部会の議決を経て、企画運営部会が依頼する。

(会費)

第7条 会員は、会費をフォーラムに納入しなければならない。

2 会員が納入する会費は、本運営規約の別表に従うものとする。

(会員の資格の継続)

第8条 幹事会員及び賛助会員は、会員となった会計年度の終了の日の30日以上前にフォーラムに退会の届出が無い場合は、翌年度についても会員の資格を継続する。以降の年度も同様とする。

2 特別会員は、企画運営部会の議決を経て、企画運営部会が依頼した場合、翌年度についても会員の資格を継続する。

(退会)

第9条 会員は、書面をもって、その旨をフォーラムに届けることで退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

(1) 正当な理由なくして半年以上会費を納入しない場合

(2) 第11条により幹事会により除名された場合

(3) 退会届を提出したとき、個人が死亡、もしくは団体が消滅した場合

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、幹事会の決定をもって、当該会員を除名することができる。ただし決定の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この運営規約に違反した場合
- (2) フォーラムの活動の主旨に反し会員たるにふさわしくない行動があった場合

(会費等の不返還)

第12条 会員がすでにフォーラムに納入した会費は、これを返還しない。

2 会員が抛出したその他の金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員、総会、幹事会、組織等

(役員)

第13条 フォーラムには次の役員を置く。

- (1) 会 長（フォーラムを代表し、総会の議長を務める） 1名
  - (2) 副会長（会長を補佐し、会長に事故のあるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代行する） 若干名
  - (3) 幹 事（幹事会を構成し、共同して会務を執行する） 3名以上
- 2 幹事はおのおのの幹事会員が1名指名し、協会理事長より委嘱される。
- 3 会長、副会長は会員の中から幹事会において選任され、協会理事長より委嘱される。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。任期途中で役員が交代する場合、前任者の任期を引き継ぐものとする。また、幹事が増員された場合の任期は、他の幹事の残任期間と同様とする。

(報酬)

第15条 役員に対して報酬は支払わない。

(組織)

第16条 フォーラムは、総会、幹事会、企画運営部会により構成される。企画運営部会は、必要によりワーキンググループ（以下「WG」という）及びサブワーキンググループ（以下「SWG」という）を設置することができる。

(総会)

第17条 総会は幹事会員、賛助会員、特別会員によって構成される。

2 総会は、やむを得ない理由により欠席する場合には委任状をもって表決ができ、また委任状による代理人により表決ができる。委任状出席を含め、表決権総数の過半数の出席で成立し、出席表決権総数の過半数の賛成をもって決議を行う。賛否同数の場合は議

長の決するところとする。

- 3 通常総会は毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は次の場合に開催する。
  - (1) 幹事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
  - (2) 幹事会員の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
- 5 総会は会長が召集、開催日の2週間前までに、日時、場所、会議の目的事項を記載した書面により召集する。
- 6 総会の議長は会長がこれにあたる。
- 7 総会では次の事項を決議する。
  - (1) 事業計画及び事業報告
  - (2) 収支予算及び収支決算
  - (3) その他フォーラム運営に関わる重要事項（フォーラムの解散等）
- 8 総会は、必要に応じて、書面、電子メールによる開催とすることができる。

(総会の議事録)

第18条 総会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 表決権の総数、出席表決数及び書面による表決者、もしくは表決委任者がある場合にあってはその数
  - (3) 表決権をもつ出席会員の氏名及び書面による表決者、もしくは表決委任者がある場合にあってはそれぞれの氏名
  - (4) 審議事項、報告事項及び決議事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び出席会員の中から選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。
  - 3 議事録は会員の閲覧が可能な状態にしなければならない。

(幹事会)

第19条 幹事会は、幹事、企画運営部会長（以下「部会長」という。）及び企画運営部会副部会長（以下「副部会長」という。）によって組織され、総会に提出される議案及び総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項について審議する。

- 2 幹事会は随時開催する。
- 3 幹事会議長は、幹事の中から選出する。
- 4 幹事会は議長により召集され、委任状出席を含め、表決権総数の過半数の出席により成立する。

- 5 幹事の表決権は別表に従うものとし、部会長及び副部会長の表決権は1票とする。幹事が部会長又は副部会長を兼ねている場合、部会長又は副部会長としての表決権は有さないものとする。また、幹事が欠ける場合、当該幹事会員が指名する者が表決権を有するものとする。
- 6 幹事会はやむを得ない理由により欠席する場合には委任状をもって表決ができ、また委任状による代理人により表決ができ出席表決権総数の過半数をもって決議する。賛否同数の場合は、議長の決するところとする。
- 7 幹事会は、必要に応じて、書面、電子メールによる開催とすることができる。

#### (企画運営部会)

第20条 企画運営部会は、おのおのの幹事会員が指名した委員によって組織される。企画運営部会は、総会に提出される議案について審議し、幹事会に上申を行うことができる。また、総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項について審議し、必要に応じて幹事会に上申を行う。

- 2 企画運営部会は、企画運営部会委員の中から部会長1名及び副部会長若干名を選任する。
- 3 企画運営部会議長は部会長があたる。
- 4 企画運営部会は、部会長により招集され、委任状出席を含め、表決権総数の過半数の出席により成立する。
- 5 企画運営部会はやむを得ない理由により欠席する場合には委任状をもって表決ができ、また委任状による代理人により表決ができ出席表決権総数の過半数をもって決議する。賛否同数の場合は、議長の決するところとする。
- 6 企画運営部会は、必要に応じて、書面、電子メールによる開催とすることができる。
- 7 企画運営部会は、必要に応じて、WG/SWGを組織し、その活動を行うことが出来る。WG/SWG活動については別に定める。

#### (事務局)

第21条 協会にフォーラムの事務局を置く。

- 2 事務局員は、協会の職員をもってこれにあてる。

#### (解職)

第22条 第13条に定めた役員は、次に定めた事由により幹事会の決議をもって、その職務を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定によりその職務を解任しようとする場合は、幹事会決定の前に、幹事会において弁明の機会を与えなければならない。

- 3 協会の理事長は、前2項の定めにより当該職務の解任が定まった役員に対して、その委嘱を取り消さなければならない。

(顧問)

第23条 フォーラムに最高顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 最高顧問及び顧問は、有識者及び学識経験者から、幹事会の決議を経て、幹事会が委嘱する。
- 3 最高顧問及び顧問は、フォーラムの運営に関し、幹事会の要請により幹事会の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 最高顧問及び顧問は、企画運営部会もしくはWG/SWGからの要請により企画運営部会もしくはWG/SWGに参加し意見を述べるができる。
- 5 最高顧問、顧問の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(オブザーバー)

第24条 フォーラムにオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、関係する行政機関等から、企画運営部会の決議を経て、企画運営部会が依頼する。
- 3 オブザーバーは、各種会議等に参加し意見を述べるができる。

## 第4章 財産、会計、事業計画、収支予算

(財産)

第25条 フォーラムの財産は、次に掲げるものをもって構成し、協会が管理する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) その他の収入
- (4) 知的財産権については、その制定が必要となった時点において、企画運営部会にて制定案を立案し、幹事会の承認を得て管理対象および管理方法を決定する。

(会計)

第26条 フォーラムの会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 フォーラムの事業計画及び収支予算は、事務局が作成し、幹事会、協会理事長の承認を受けた後、総会決議を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第28条 フォーラムの事業報告及び収支決算は、協会決算の正味財産増減計算書に基づき事務局が毎会計年度終了後速やかに作成し、幹事会、協会理事長の承認を受けた後、総会決議を得なければならない。なお、総会に提出する収支決算には、それが協会の監事による監査を受けた協会決算の正味財産増減計算書に基づく内容であることを記載するものとする。

## 第5章 運営規約の変更、解散等

(運営規約の変更)

第29条 本運営規約は、総会の決議及び協会理事長の承認をもって変更することができる。

(解散)

第30条 フォーラムは、総会の決議及び協会理事長の承認を持って解散することができる。

(残余財産の処分)

第31条 フォーラムが解散した場合の残余財産の処分については、総会の決議及び協会理事長の承認によるものとする。

## 第6章 費用支出及びフォーラム名称の単独使用

(費用支出の了解)

第32条 この運営規約に基づく活動を行うため、発注契約の締結及び費用を支出する場合、下記金額に応じて、会長、幹事会、企画運営部会の承認を得た上で、協会寄附行為の定め及び協会が定める会計規程・細則に従い費用を支出しなければならない。但し、1件10万円未満は企画運営部会の承認を要さない。

2 前記の上限金額は、協会規定に従い次のとおりとする。

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| (1) 理事長    | 1件1000万円以上 (会長、幹事会の承認を要する) |
| (2) 専務理事   | 1件1000万円未満 (企画運営部会の承認を要する) |
| (3) 総務企画部長 | 1件 100万円未満 (企画運営部会の承認を要する) |
| (4) 総務企画部長 | 1件 10万円未満                  |



(フォーラム名称の単独使用)

第33条 本運営規約に基づく活動を行うときに、費用の支出を伴わず、かつ「トラストサービス推進フォーラム」の名称で対外的に活動することが、業務遂行上又は組織運営上望ましいと企画運営部会が判断した場合には、フォーラム名称を単独で使用できる。

## 第7章 雑則

(細則)

第34条 本運営規約の施行についての必要な細則は幹事会の議決、および協会理事長の承認を得て、会長がこれを定める。

- ・フォーラムホームページ運用規定は協会の規定に準ずる。
- ・個人情報保護管理規定は協会の方針に従うものとする。
- ・情報セキュリティ管理規定は経済産業省情報セキュリティ管理基準に準ずる。

(附則)

タイムビジネス協議会運営規約は2006年7月26日をもって、発効するものとする

(附則)

この改正は2007年4月17日総会後から施行する。

(附則)

この改正は2008年7月7日総会後から施行する。

(附則)

この改正は2010年4月22日総会後から施行する。

(附則)

この改正は2012年5月25日総会後から施行する。

(附則)

この改正は2015年6月8日総会後から施行する。

(附則)

この改正は2016年6月9日総会後から施行する。

(附則)

タイムビジネス協議会運営規約をトラストサービス推進フォーラム運営規約に改訂し、2018年6月開催予定の総会の日から施行する。総会の開催日は、別途、企画運営部会で決定する。

2017年4月に選任した役員については、その任期を2018年6月開催予定の総会の前日までとする。

別表：会員種別と会費、権利

	幹事会員 A	幹事会員 B	幹事会員 C	賛助会員	特別会員	オブザー バー	顧問
入会	企画運営 部会が承 認	企画運営 部会が承 認	企画運営 部会が承 認	企画運営 部会が承 認	企画運営 部会が依 頼	企画運営 部会が依 頼	幹事会が 委嘱
会費	200万円/ 年*1	100万円/ 年*1	50万円/ 年*1	10万円/ 年*1	無料	—	—
総会出席	○	○	○	○	○	○	○
総会 表決権	20票	10票	5票	1票	なし (1票*2)	なし	なし
幹事会 出席	○	○	○	—	— (○*3)	— (○*3)	— (○*3)
幹事会 表決権	4票	2票	1票	なし	なし	なし	なし
企画運営 部会 出席	○	○	○	—	— (○*4)	— (○*4)	— (○*4)
企画運営 部会 表決権	4票	2票	1票	なし	なし	なし	なし
WG/ SWG	○	○	○	○	— (○*5)	— (○*5)	— (○*5)

\*1) 会計年度途中に入会する場合の会費については、入会日が7月から9月の場合会費の25%、10月から12月の場合会費の50%、1月から3月の場合会費の75%を減免するものとする。

\*2) 第17条2項の規定により議長としての表決権を行使する必要がある場合に限る。

\*3) 幹事会から要請があった場合。

\*4) 企画運営部会から要請があった場合。

\*5) WG/SWG から要請があった場合。